



# 日刊労働千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号（動力車会館）

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939番

(公) 043(222)7207番

98.6.3 No. 4796

## 「全面降伏」迫る 藤井運輸大臣発言許すな

怒りの日、5月28日を  
反撃への転機に！

②

これが本質だ！

反動判決への怒りもさめやらぬ  
翌29日、藤井運輸大臣は、記者  
会見で、「話し合いでの解決を目指す上での国労が対応すべき具体的  
な条件」なるものを提示している。  
ここには、橋本政権の意志、5・  
28判決の意図が、かつてなくあか  
らさまに表明されている。

時事通信の配信記事によれば、  
次のとおりである。

藤井運輸大臣は29日午前、  
閣議後の記者会見で、28日に  
東京地裁判決が出た国労組  
合員らに対する採用差別事件  
について、今後話し合いでの  
解決を目指す上で国労が対応  
すべき具体的条件を示した。  
内容は、①国労が、従来否  
定してきた国鉄改革を肯定す  
る機関決定を行う、②JR連  
合およびJR総連との関係改  
善に努める、③JR採用差別  
訴訟で控訴しない、④国鉄時  
代の不当労働行為責任を引き  
継ぐとされる国鉄清算事業団  
を提訴する——が柱。  
藤井運輸相は「そういう状  
況が次々とクリアされた時に  
政治的に高度な判断がありう  
る」と述べ、まず当面は国労  
の対応を見守るとの考えを表  
明した。また、国労が国鉄改  
革を正式に認める方針転換を  
しない場合は「(JRと国労  
の)両者の意見が隔たるのだと  
から(和解の)テーブルに着  
く環境ができるないとしか  
いえない」と述べた。

これを見れば歴然としていると  
おり、彼らの念頭には、あくまで  
最大の課題として、どつかりと位  
置を占めているのだ。少しでも隙  
があると見れば、叩きのめして根  
絶やしにしようと構えているとい  
うことだ。

この間国労本部は、「8・30申  
定」によって、国鉄改革法  
を承認する」「JRの発展に寄与  
する」「(国家的不当労働行為と  
してではなく)人道上の観点から  
解決を求める」等の態度表明を行  
い、98春闘でも、第一回交渉すら  
設定されない段階から、「ストラ  
イキはやらない」との態度表明を

### 克服すべき課題

### 仕組まれた判決

### 全面降伏を迫る

また、事態の認識としても、  
政府の動きは積極姿勢」「裁判所  
も早期抜本的な解決を求めて努力  
を続けている」「JR内にも健全  
に労使関係確立への動きが始ま  
っている」「解決の流れはできた」  
等々、根拠のない浮薄な解説を繰  
り返して、「勝利判決は間違いない」  
論を展開し続けてきた。

そもそも5・28判決は、初めか  
ら、きわめて政治的に仕組まれて  
きたものであった。たゞ、この間橋本政権が進めてきた政  
策は、一〇四七名闘争に終止符を  
打つために、裁判所を媒介として  
国労に腰をかけ、国労運動の  
変質を狙う一方で、闘いの解体  
に向けたネットとなつてゐるJR  
にも圧力をかけ、和解のテーブル  
に着かせようというものであつた。たゞ、一方、東京地裁も「司法の独立」  
などからなり捨てて、橋本政権の  
意をうけたきわめて政治的な立ち  
回りを繰り返した。

こうした一連の事態は、何か、  
政府や裁判所が、「解決」に向けて  
動きだしたかのようない幻をたち  
昇らせて、前述のように、国労本  
部を翻弄するに至つた。しかし、  
敵の主眼は、あくまでも国労を潰  
し、国鉄闘争を潰すことにあつた  
のである。5・28判決は、一切の  
ベールを剥ぎとつて、ことの本質  
を限りなく鮮明にした。

11部判決

九州事件  
北海道

民事11部は、昨年5月28日に、  
国労・清算事業団・JR・中労委  
の四社による和解を提起し、この  
提案がJRから拒否されたにもか  
かわらず、水面下での工作を続け、  
昨年12月に再びJRに具体的な和  
解条件まで提示している。テーブ  
ルに着くことを拒否している相  
手に和解条件を提示するなど、ど  
う考へてもあり得ないことである。  
しかも、その条件は、「200名  
から300名の広域採用+金銭解

決。採用方法はJRに委ねる。和解金についてはすでに清算事業団と詰めている」という、闘争の解体的決着を迫る内容であった。

しかし、これすらJRが拒否する情況のなかで民事11部は、労働委員会が認定した不当労働行為の実体審理にも入らないまま、「JRが使用者としての責任を負うか否かの中間判断を行う」と称して、

5・28の判決日を指定したのである。が、だされた判決は、「中間判決」どころか、JRの使用者責任を全面的に否定し、国労の主張は弊履のごとく却下して、中労委命令を却下する「最終判決」であった。まさにペテンである。

### ◎ JR責任の全否定

判決文は、怒りなしには読めないものだ。「採用に関して不当労働行為があつたとしても、その使用者としての責任は、国鉄が負うべきものであつたとは言えない。(そ

JR)が負うべきものではない」「設立委員は、採用候補者の選定を決定できる地位にはなかつた」「職員の採用に関する国鉄の立場は、設立委員の補助者、代行者の地位にあつたとは言えない。(そのような)国会答弁は、単に便宜的に用いられたものに過ぎない」「国鉄とJRの間に実質的な同一性があるのかも疑問」「実質的な同一性が肯定されれば、直ちにJRが救済命令の名宛人となるわけではない」「不当労働行為の救済が一定の制約を受ける結果になつたとしてもやむを得ない」(救済が実質的に否定される結果となつたとしても)憲法やILO条約、

国際人権規約に違反するとは言えないと……等々、国家的不当労働行為の全てを隠ぺいし、これを契機に、闘いを一気に潰そうという政治的意図に貫かれた判決だ。

## 19部判決 本州事件

また民事19部も、昨年7月に、国労とJRを両にらみしながら、「採用差別の責任が、即JRに帰属する」という中労委命令の主張は採用できないが、採用候補者の名簿作成にあたつて不当労働行為があつたことをJRの設立委員会が認識していながら、その是正を求めなかつたとすれば、JRの責任が発生する余地がある。だから

その点について立証してほしい」という、異例の求釈明を行いながら、国労が、裁判所から求められた立証のために、斎藤英四郎(設立委員長)や杉浦喬也(設立委員／国鉄総裁)等の証人申請を行う

と、その全て却下し、今年2月、突然、「国労原告事件(国労VS中労委)とJR原告事件(JRVS中労委)を分離し、JR原告事件について判決を言い渡す」との判断を行い、しかも5月28日直前に、きわめて意図的に、11部と同日に判決を指定したのである。

### ◎ 主意的主張は全否定

結局、だされた判決は、前述の求釈明と同様の論理で、JRの不当労働行為責任が発生する可能性があると述べつつ、突然判断を打つて、「しかしながら、(中労委命令は)救済措置として命ずることができる限度を超えている違

法があるといわざるを得ないから、右の各点を審理するまでもなくこれを取り消すほかはない」と、労働委員会命令を全面的に覆したのである。結論だけは先に決めていたとしか言いようがない。まさに、

「判決」ならぬ政治的判断だ。しかも、もう一点肝心なことは、「被告(中労委)及び補助参加人(國労)の主意的主張はすべて理由がない」と判断しているように、國労の基本的な主張は、全面的に否定した前提の上にたつてのことである。われわれは、「新規採用」だとか、「採用の自由」だとかいうこと自体絶対に許せない。

19部の判決は、確かにJRに不当労働行為責任が発生する余地・可能性を残してはいるが、国鉄改革法をタテにとつた「新規採用」「採用の自由」論をもつて、「被告(中労委)及び補助参加人(國労)の主意的主張はすべて理由がない」と判断しているように、國労の基本的な主張は、全面的に否定した前提の上にたつてのことである。東京地裁は、全国の労働委員会が一致して認定したJRの不当労働行為を一刀両断のもとに否定し、永い闘いのなかで確立されてきた不当労働行為救済の法理を覆し、労働者に救済される余地はないと断定したのだ。この判決には、労働者の団結と諸権利を奪い尽くそうとする橋本政権の意図が貫かれている。

5・28判決は、今国会に上程され、闘争の原点に還り、これまでの労働者の未来のために、反動判決を徹底的に弾劾し、あくまで政府とJRの責任を追及し、反撃に起ちあがらなければならぬ重大な攻撃である。

われわれは、闘いの原点に還り、國鉄分割・民営化攻撃の本質をむきだしにしたのである。

橋本政権は、東京地裁が判決の一にして、「判決を得ることが問題解決の大好きな契機となり得ると考えられるところから、その機会を生かすため努力する」とことなどをうたつた「与党三党合意」を発表

している。

しかし、5・28判決と、冒頭の藤井運輸大臣発言は、一切の幻想を吹き飛ばし、政府が言う「問題解決」なるものが、一体いかなることを意味しているのかを、限りなく鮮明にした。橋本政権の「問題解決」とは、問答無用で、全面降伏を迫る攻撃である。

なく鮮明にした。橋本政権の「問題解決」とは、問答無用で、全面降伏を迫る攻撃である。

## 刃は全労働者に

しかし、5・28判決は、単に労働委員会制度と労組法そのものを否定し、解体するに等しい、全ての労働者に対する重大な挑戦である。東京地裁は、全国の労働委員会が一致して認定したJRの不当労働行為を一刀両断のもとに否定し、永い闘いのなかで確立されてきた不当労働行為救済の法理を覆し、労働者に救済される余地はないと断定したのだ。この判決には、労働者の団結と諸権利を奪い尽くそうとする橋本政権の意図が貫かれている。

5・28判決は、今国会に上程され、闘争の原点に還り、これまでの労働者の未来のために、反動判決を徹底的に弾劾し、あくまで政府とJRの責任を追及し、反撃に起ちあがらなければならぬ重大な攻撃である。

われわれは、闘いの原点に還り、これまでの労働者の未来のために、反動判決を徹底的に弾劾し、あくまで政府とJRの責任を追及し、反撃に起ちあがらなければならぬ重大な攻撃である。

われわれは、闘いの原点に還り、これまでの労働者の未来のために、反動判決を徹底的に弾劾し、あくまで政府とJRの責任を追及し、反撃に起ちあがらなければならぬ重大な攻撃である。

### 【つづく】